

第422回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年3月7日(火) 13:00～13:23

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第420回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いします。

○田中総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思います。

それでは、議題の1「レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について(案)」に関しまして、池田取引監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長　資料3を御覧ください。「レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について(案)」でございます。

「経緯」ですけれども、本年４月から、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることを踏まえ、託送料金約款が変更されることとなりました。

これを受けまして、現在、小売電気事業者６社から、託送料金の変更を踏まえまして、これを反映させるための特定小売供給約款の変更届出が行われたところでございます。

６社とは、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、九州電力でございます。

なお、北海道電力、東北電力、中国電力、四国電力、沖縄電力については、それぞれ、現在小売規制料金の改定審査を行っているところ、例えば短期間で改定を繰り返すことはシステム上、困難あるいは現在までこういった対応について検討中ということで、これら改正については、申請は行われていないところでございます。

その上で、経済産業大臣から、当委員会に対しまして、３月２日付けで意見の求めがございまして、これについての対応案を御審議いただきたいということでございます。

「対応案」でございますが、当委員会としましては、本届出が料金算定規則に則って算定されることを前提に、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動が、特定小売約款料金に適切に反映され、特定の者に対して不当に差別的な取り扱いをするものでないことを確認することとしたいということと、あと、「検討プロセス」としましては、料金制度専門会合において中立的・客観的かつ専門的な観点で御確認いただき、その上で、その確認結果について当委員会で審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明を、よろしくお願いします。

○伊藤NW事業統括管理官 資料4を御覧ください。「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」でございます。

「(趣旨)」の欄を御覧ください。

みなし小売電気事業者3社の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価につきまして、2023年2月24日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答につきまして御審議いただくものでございます。

「主なポイント」でございます。

まず1.の「料金制度専門会合における事後評価の確認結果」につきましては、資料4-1のとおりです。事務局にて行った評価は、スライド7を御覧ください。

まず、「評価の結果」でございますが、審査基準のステップ1、電気事業利益率による基準では、個社の直近3か年度平均の利益率が、10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社でございました。ただし、審査基準のステップ2の、超過利潤累積額による基準、または自由化部門の収支による基準に照らすと、3社全てにおいて2021年度末、超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支は、直近2年連続で赤字となっております。

以上によりまして、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社につきまして、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の対象となる事業者はいなかったという評価となりました。

スライド12を御覧ください。

「結論」のところを御覧ください。以上を踏まえ、今回の事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。なお、上記の結論は、関西電力で確認された超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

料金制度専門会合におきましては、この内容にてとりまとめをしていただきました。スライド15を御覧ください。

料金制度専門会合におけるとりまとめを踏まえまして、資料4-2のとおり、審査の結

果、下記の対象事業者について、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、経済産業大臣へ回答を行うこととしたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料5につきまして、御説明いたします。「一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について」です。

これにつきましては、2月2日付けで経済産業大臣から本委員会に意見の求めがありまして、2月3日に、一度本委員会で御議論を頂いております。これは、料金制度専門会合において審査を実施することになっておりました。

今般、2月24日に料金制度専門会合が開催され、この結果について御確認いただきたいというのが、今日の議題です。

この審査概要ですけれども、このページの下のところについておりまして、法令に基づく事後評価につきまして、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかったということになっております。

なお、関西電力送配電株式会社については、超過契約額、これは、不適切な発注に基づいて余分にお金が掛かっているというものですけれども、関西電力送配電につきましては、これが確認され、これ以外の事業者については、超過契約額は確認されなかったというも

のです。

全体的な傾向といたしましては、北海道、中部、関西、九州、沖縄の5社で、当期超過利潤額がマイナスとなり、それから、いわゆるストック管理ということで言いますと、東京、九州を除く8社でマイナス（当期欠損累積）となっております。

次のページで、「今後の見通し」のところですがけれども、この結論で問題がなければ、この旨、経済産業大臣に回答したいと考えております。

説明は以上となります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題4「ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価とりまとめについて」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      資料6ですがけれども、「ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価とりまとめについて」です。

これにつきましては、昨年10月以降、各経済産業局長及び経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取がありまして、11月1日の電力・ガス取引監視等委員会でお諮りしたところです。その後、料金制度専門会合を開催し、あるいは中間段階で電力・ガス取引監視等委員会に付託をしたりしまして、本日に至っております。

この間、ストック管理・フロー管理で分析を行いましたけれども、4社につきまして、仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズですがけれども、この4社につきましては、2021年度終了時点で超過利潤累積額が一定基準を超過していたというものであります。

このうち、犬山瓦斯につきましては、今般、3月31日までに値下げ届出を行うということであり、また、料金制度専門会合におきましても、その水準がおおむね妥当ということになったところであります。

それから、「ストック基準」というところで言いますと、——ストック基準ではありませんね、ストック基準がこうでして、それで、フロー基準であります単価の乖離額が、変更命令の発動基準となる5%を超過した事業者が3社ということでありましたけれども、これらの事業者については、現行託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理性があると整理されたため、変更命令の対象外とするということでありました。——すみません、訂正します。先ほど申し上げた犬山瓦斯につきましては、既に12月までに届出が出ておりますということでありまして、残りの3社について、3月中に値下げ届出が出されるということであります。訂正いたします。

というようなことでありまして、こういうことで託送収支の事後評価につきまして、資料6-1で、とりまとめ案を作っておりまして、これに従って、今回とりまとめを行っていいかということについて御審議いただければと思います。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、本件は報告事項でございますので、事務局から御説明がありましたとおり進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の5「「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（案）」のパブリックコメントの募集について」に関しまして、引き続き鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      発電側課金につきまして、今般、制度設計専門会合で議論を行いまして、中間とりまとめ（案）をまとめました。

これにつきましてパブリックコメントを実施したいということでした、御審議を頂ければと思います。

発電側課金につきましては、本委員会でも長らく議論をしてきたところですが、

18行目ですが、本年2月に資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」におきまして、発電側課金については、「関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする」と整理をされたところです。

こうしたことを踏まえまして、制度設計専門会合等での、これまでの検討内容について、中間とりまとめを行い、これを制度設計専門会合の場でまとめたものであります。

これについて御審議いただき、当委員会です承を得られ次第、速やかに実施の上、意見募集をしたいと考えております。なお、パブリックコメント終了後、経済産業大臣に対して建議を行う予定です。

中間とりまとめの内容については、29行目以下に書いているところでありますけれども、これは、43行目以下で、これまでの類似の制度設計専門会合において議論された内容をまとめたものであります。詳細については、説明は割愛させていただきます。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、各委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局（案）のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で適切に対応するようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の6「日本卸電力取引所の2023年度事業計画書・収支予算書の認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○東取引制度企画室長      資料8に基づきまして、今から御説明をさせていただきます。

「卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可」ということでございまして、「(趣旨)」のところがございますが、2月22日付けで卸電力取引所から経産大臣に対して、来年度の事業計画と収支予算の認可申請がございました。

これにつきまして、3月2日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見聴取が行われましたところ、委員会として、この回答について御審議いただければと考えてございます。

申請書そのものは、8－4として11ページ以降に付けております。

こちらは、まず「事業計画書」でございまして、大きく2部構成となっております。

1部目は、Ⅰとして、「安定した取引所運営のための取組」ということで、体制の整備、人員の整備あるいはガバナンス、非常時の対応、監視システムの更新、それから、各種取引の規程の整備ですとか、手数料の見直しといったことが記載されてございます。

それから、大きなⅡとしまして、国の審議会等の制度の検討とかに関して、積極的に議論に参加すること、それを踏まえて、取引所に求められる事項について、速やかに対応すること、ということが記載されています。

具体的には、中長期的な卸電力市場の在り方に関する取組、それから、足下の現行制度ということでスポット市場、時間前市場、先渡市場といった検討について、必要なルール整備ですとか、所与の対応を行うことが記載されてございます。

次のページ、8－5で、「収支予算書」について記載されております。

収支予算につきましては、2023年度収支予算は、右から2番目の欄でございしますが、収入として約25億円弱、それに対して、支出として12億円強を見込んでおりまして、損益として12億6,000万、7,000万円ぐらいが出てくるという見込みになっておりまして、基本的には例年と大きく変わらない形となっております。収入の大宗は取引手数料というので見込まれておりまして、支出のほうは、システムに係るお金と人件費という形で構成されております。

非常に簡単ではありますが、こういった内容で申請がされております。

これらにつきまして、経済産業省で定められております審査基準に照らしまして、それぞれ問題はないと事務局としては考えておりまして、この点について異存ない旨、回答してよろしいか、お伺いできればと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○東取引制度企画室長      ありがとうございました。

○横山委員長      それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

一般送配電事業者関係の事案について、3月3日付けで、事務局の案のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——